

## 相続・贈与税顧問 平成28年相続税対応版(Ver.H28.10)の予定

平成28年分の相続税の申告書に対応した「相続・贈与税顧問Ver.H28.10」のリリース予定について以下のとおりご連絡しますので、お客様へのご案内をお願いします。  
このプログラムは、平成 28 年 1 月 1 日以降の相続税の申告に使用していただけます。  
なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1. 発行プログラム   | 4. バージョンアップ後の確認事項 |
| 2. 改正の内容について | 5. フォルダーの構成       |
| 3. システムの対応内容 |                   |

### 1. 発行プログラム

#### 1-1. 発行プログラムとバージョンアップの対象

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続・贈与税顧問	Ver.H28.10	Ver.H27.10、H27.20、H27.30、 H27.3.e1

- ・ CD-ROM には、次の過去版セットアッププログラムも収録されています。  
(プロダクト ID 不要)  
相続・贈与税顧問 Ver.H23.21、Ver.H24.20、Ver.H25.20、Ver.H26.30、Ver. H27.30
- ・ 財産評価顧問 (Ver.H28.10) からのデータ連動 (相続税申告書) が可能です。
- ・ 平成 27 年版の案件データは、平成 28 年版の「旧バージョンデータ読込」で移行します。
- ・ 相続・贈与税顧問 Ver.H28.10 プログラムには、Ver.H27.30 と同じ平成 27 年分贈与税申告書作成機能がついています (メニューに「贈与税」を表示)。

#### 1-2. リリース時期 (予定)

提供方法	送品・公開日時
CD 送品開始 (予定)	2016 年 9 月 15 日 (木) 予定
マイページからのダウンロード公開 (予定) ※	2016 年 9 月 6 日 (火) 9 時予定

※保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

#### 1-3. 相続・贈与税顧問 期限付きプロダクト ID

Ver.H28.10 用の 2 週間限定プロダクト ID をご連絡します。  
期限付きプロダクト ID : 175417-016545-620287-550322

## 1-4. サポート終了の案内表示について

2017年3月末のサポート終了に伴い、相続・贈与税顧問のセットアップランチャー画面起動時に、サポート終了の案内の画面をあわせて表示するように対応します。

**エプソン「相続・贈与税顧問」サポート終了のご案内**

平素は当社製品をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。  
エプソンでは、2014年に会計・税務システム「R4シリーズ」をリリースいたしました。  
これに伴い、**2017年3月末日をもちまして**従来商品「応援シリーズ」のサポートを終了いたします。つきましては、「R4シリーズ」への切り替えを、お早めにご検討いただきますようお願い申し上げます。  
※セットアップはこの画面を閉じて、セットアップランチャーから実行してください。

**「相続・贈与税顧問」のサポート終了について**

従来の「相続・贈与税顧問」は、後継商品「相続税顧問R4」のリリースに伴い、税制改正、新OS対応等のバージョンアッププログラムのご提供を、**2017年3月末日**に終了いたします。

**「相続・贈与税顧問」から「相続税顧問R4」へのデータ移行について**

現在ご利用の「相続・贈与税顧問」のデータは、エプソンR4シリーズ「相続税顧問R4」へ移行が可能です。

○ R4シリーズ「相続税顧問R4」へのコンバートが可能です。

※「相続・贈与税顧問」及び「財産評価顧問」は、R4シリーズ「相続税顧問R4」へ統一されました。  
ご不明点は以下サイトまたは購入店窓口までお問い合わせください。  
[http://www.epson.jp/products/oen/support/oen\\_migration.htm](http://www.epson.jp/products/oen/support/oen_migration.htm)

## 1-5. 相続・贈与税顧問 平成28年贈与税対応版について

別途、平成28年分贈与税申告書に対応した「相続・贈与税顧問 平成28年贈与税対応版」を平成29年1月末にリリースする予定です。

## 2. 改正の内容について

システムに関する改正の内容は、次のとおりです。

### 2-1. 相続税 改正の内容

#### ■社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴うマイナンバー（個人番号）の記載について

マイナンバー制度の導入により、平成28年1月1日以降に相続や遺贈によって財産を取得した人が、相続税の申告書を提出する場合は、申告書にマイナンバーを記載する必要があります。また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認（番号確認及び身元確認）を行うため、申告書に記載された各相続人等の本人確認書類の写しを添付する必要があります（各相続人等のうち税務署の窓口で申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。）。

#### ■マイナンバー（個人番号）記載対象書類の見直しについて

平成28年度税制改正による「マイナンバー記載の対象書類の見直し」の「施行日前においても、運用上、個人番号の記載がなくとも改めて求めない」との記載に基づき、国税庁では、法施行日（平成29年1月1日）前においても、マイナンバーの記載を要しないこととされた書類については、マイナンバーの記載がなくとも改めて記載を求めず収受することとされています。また、法施行日前から個人番号欄のない様式を使用することとされています。

※この見直しに伴い、「相続税延納申請書」の「番号」（個人番号、法人番号）欄が「法人番号」欄に変更されました。

《参考》国税庁のホームページ

◆ 社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉相続税・贈与税に関するFAQ

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/souzokuzouyo.htm>

◆ 平成28年度税制改正によるマイナンバー（個人番号）記載対象書類の見直しについて（改正内容のお知らせ）

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jizenjyoho/kaisei/280401.htm>

■ 相続税の申告書等様式変更

平成28年分用の様式に変更された申告書等は、次のとおりです。

- ・ 欄外右側が（平成28年分以降用）に変更されました（「第8の2表の付表3」を除く）。
- ・ 「第4表の付表」が削除され、「第4表の2」が新設されました。

表番号	表名
第1表、第1表（続）	相続税の申告書
第1表の付表1	納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）
第4表	相続税額の加算金額の計算書
第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
第8の2表の付表3	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書（平成27年分以降用）
第1表、第1表（続）	相続税の修正申告書
相続税延納申請書	

《参考》国税庁のホームページ

相続税の申告書等の様式一覧（平成28年分以降用）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h28.htm>

相続税の申告のしかた（平成28年分用）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/shikata-sozoku2016/index.htm>

### 3. システムの対応内容

#### 3-1. 相続税の申告書 変更帳票

平成28年分以降用の帳票に対応して、印刷フォーム、入力画面などを変更します。  
帳票の主な変更点は次のとおりです。

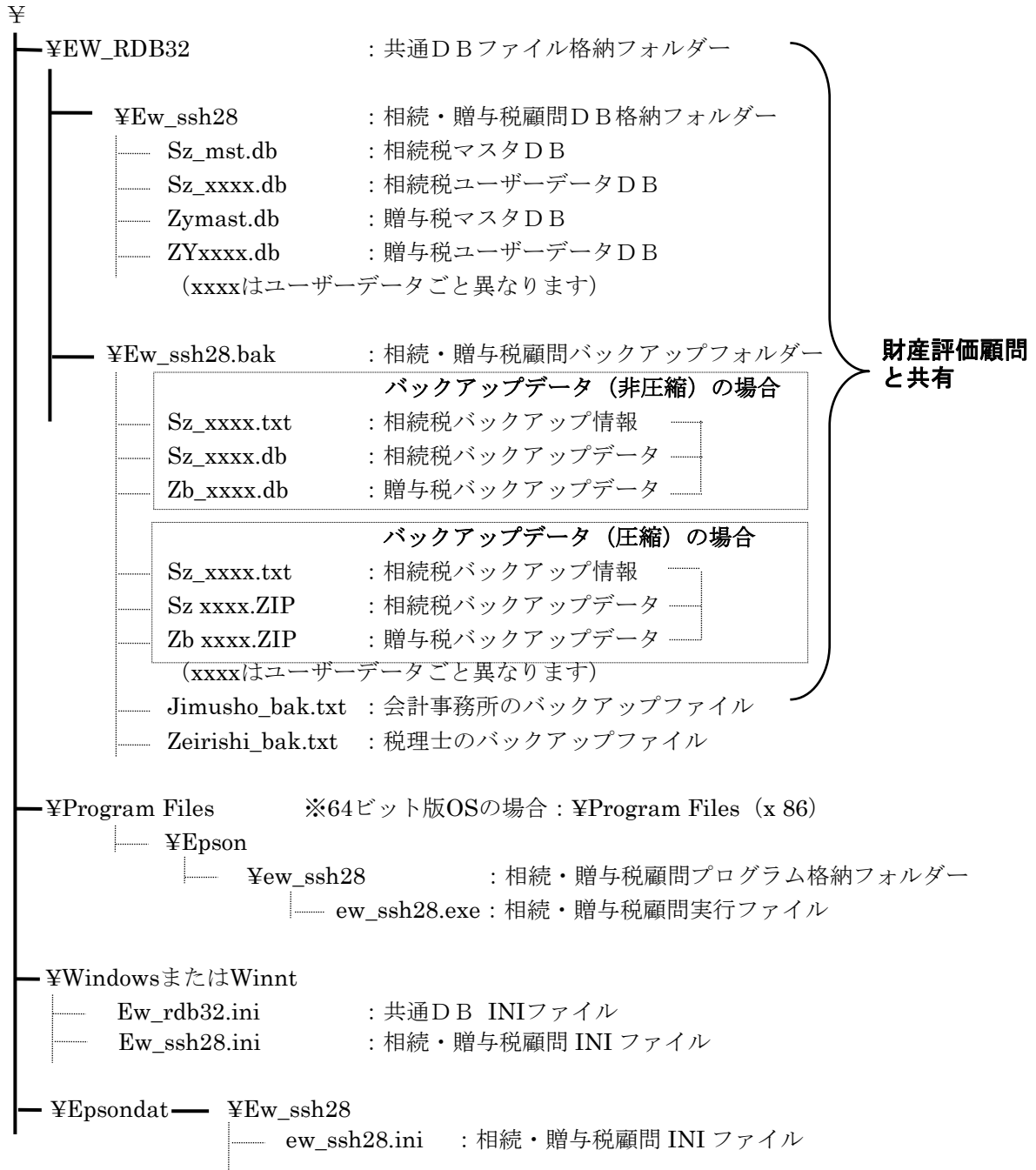
変更帳票	変更内容
第1表 第1表(続) 第1表 修正申告書 第1表(続) 修正申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>欄外右上の帳票IDが「FD3555」(続は「FD3556」)に変更</li> <li>欄外右側が(平成28年分以降用)に変更</li> <li>各人の合計/財産を取得した人の氏名欄の下に「個人番号又は法人番号」欄の追加</li> <li>暦年課税分の贈与税額控除額⑫(第4表 2⑬) → (第4表の2⑰)に転記元の項番が変更</li> <li>税務署整理欄の項目変更</li> <li>作成税理士欄の枠が横長に変更 事務所所在地、電話番号、事務所名、税理士登録区分、税理士名など4行の印刷を2行の印刷に変更</li> </ul>
第1表の付表1	<ul style="list-style-type: none"> <li>欄外右側が(平成28年分以降用)に変更</li> <li>下部欄外の注書きの削除</li> </ul>
第4表	<ul style="list-style-type: none"> <li>帳票タイトル「相続税額の加算金額の計算書 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書」 → 「相続税額の加算金額の計算書」に変更</li> <li>欄外右側が(平成28年分以降用)に変更</li> <li>「2暦年課税分の贈与税額控除額の計算書」欄の削除(「第4表の2」へ移動)</li> <li>「2 加算の対象とならない相続税額の計算(管理残額がある場合)」欄が追加(旧「第4表の付表」から移動)</li> </ul>
第4表の2	<p>新設(「第4表の付表」が削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧第4表「2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書」欄が移動</li> <li>相続開始の年の前年分が「特例贈与財産」、「一般贈与財産」の記載欄に変更</li> </ul>
第8の2表の付表3	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 特例相続非上場株式等の明細欄の注書き2の追加</li> <li>3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算の注書き削除</li> </ul>
相続税延納申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名欄下 番号記載欄の名称変更「番号」 → 「法人番号」 ※延納を申請する人が法人の場合は、「法人番号」を印刷します。 個人番号は印刷されません。</li> <li>「特例割合」の変更</li> <li>税務署整理欄の項目変更</li> </ul>

#### 4. バージョンアップ後の確認事項

- ・ Ver.28.10 にバージョンアップ後、Ver.H27 で作成したデータを継続使用する場合は、[旧バージョンデータ読込] で移行します。移行したデータは、次の設定を見直してください。
- ・ 第 4 表の 2「暦年課税分の贈与税額控除額の計算書」にて、既に前年分の項目が入力してある場合は、「一般贈与財産」として扱います。必要に応じて設定を見直してください。

#### 5. フォルダの構成

相続・贈与税顧問 Ver.H28.1 (平成 28 年版) のプログラムフォルダは、次のとおりです。Ver.H27.3 (平成 27 年版) のプログラムフォルダと別フォルダに登録されますので、同時登録が可能です。



以上、よろしくお願ひします。